

## 板橋区が発注する契約に係る労働環境の確認について

区が発注する契約に係る適正な履行の確保と労働環境の整備に配慮した調達の推進を図るため、「板橋区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱」を制定し、令和5年4月から契約の締結後、当該契約の相手方に対し、労働環境チェックシートを提出するよう求めている。

### 1 調査範囲及び内容

総務部契約管財課において契約締結処理する契約のうち、次に掲げるもの

- (1) 予定価格が3,000万円以上の工事請負契約
- (2) 予定価格が1,000万円以上の委託契約のうち、建物清掃、人的警備、受付、用務等の人件費が経費の大半を占めるもの

この要綱に基づく労働環境の確認は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を基準とする。

### 2 令和5年度集計結果

#### ・工事請負契約

業種別	対象件数	支払賃金/労務単価 (平均) %
工事全体	81	79.7
土木	30	80.1
建築	16	95.0
設備	35	73.8

職種別	対象件数	支払賃金/労務単価 (平均) %
普通作業員	32	78.2
軽作業員	3	87.3
電工	12	69.9
運転手（一般）	4	65.7
配管工	9	61.0
交通誘導員B	10	105.8
その他	11	—
合計	81	—

#### ・業務委託契約

	対象件数	全従業員数(平均)		最低賃金(平均)
		正社員	パート・ アルバイト	
業務委託	25	137人	779人	1,094円

### 3 区の評価

- ・労働環境については、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、その他関係法令を遵守しており、特に指摘する事例は見当たらなかった。
- ・賃金単価については、最低賃金を遵守してはいるが、公共工事の設計労務単価からは乖離が見られた。
- ・工事の元請事業者の従業員数は平均 10 人程度であり、協力会社（下請け）や一人親方等の現場作業の労働環境については、この要綱では対応できない。

### 4 今後の課題

引き続き労働環境チェックシートの提出を求めることで、受注者に適正な労働環境を確保する意識を醸成する。